本号で公布された法令のあらまし

◇**消費者庁組織令の一部を改正する政令**（政令第五八号）（消費者庁）

1　参事官一名の設置期間の特例を廃止することとした。（附則第二項関係）

2　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇**法務省組織令の一部を改正する政令**（政令第五九号）（法務省）

1　矯正管区及びその内部組織の名称を変更することとした。（第六一条及び第六二条関係）

2　民事局及び保護局に置かれる参事官の設置期間の特例を廃止することとした。（改正前の附則第二項及び第四項関係）

3　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇**厚生労働省組織令の一部を改正する政令**（政令第六〇号）（厚生労働省）

1　医政局の参事官の職務のうち、医薬品、医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品のうち特に重要なものの研究及び開発の支援に関する事務を同局研究開発政策課に移管することとした。（第三九条及び第三九条の二関係）

2　健康・生活衛生局総務課の所掌する製菓衛生師に関する事務を同局食品監視安全課に移管することとした。（第四一条及び第四六条関係）

3　社会・援護局総務課の所掌する困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の規定による困難な問題を抱える女性の支援に関する事務及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定による被害者の保護に関する事務を同局地域福祉課に移管することとした。（第一〇一条及び第一〇三条関係）

4　社会・援護局地域福祉課の所掌する消費生活協同組合の事業に関する事務を同局福祉基盤課に移管することとした。（第一〇三条及び第一〇四条関係）

5　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇**職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令**（政令第六一号）（内閣官房）

1　国家公務員法（昭和二二年法律第一二〇号）第一〇六条の四第二項の国家行政組織法（昭和二三年法律第一二〇号）第二一条第一項に規定する部長又は課長の職に準ずる職について、独立行政法人統計センターに置かれる統計編成部に置かれる人口・消費統計編成調整官及び経済統計編成調整官の廃止に伴う改正を行うこととした。（第一三条第一項第一五号ロ関係）

2　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇**警察庁組織令の一部を改正する政令**（政令第六二号）（警察庁）

1　警備局警備企画課及び同局警備運用部警備第一課の所掌事務を改めることとした。（第三七条及び第四一条関係）

2　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇**東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令**（政令第六三号）（農林水産省）

一　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令の一部改正関係

東日本大震災に係る中小漁業融資保証法等の特例の適用期間を令和八年三月三一日まで延長することとした。（第一条関係）

二　東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部改正関係

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令等の特例の適用期間を令和八年三月三一日まで延長することとした。（第二条関係）

三　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令**（政令第六四号）（国土交通省）

1　特定損害保険契約の保険金額の下限を、一五億円に改めることとした。（第一条関係）

2　特定賠償義務履行担保契約の担保上限金額の算定の基礎となる金額を、一兆三、五六九億二、八三〇万七、〇〇〇円に改めることとした。（第二条関係）

3　特定保険者交付金交付契約の納付金の金額を、二、二〇〇万円に改めることとした。（第三条関係）

4　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇**国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令等の一部を改正する政令**（政令第六五号）（厚生労働省）

一　国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正関係（第一条関係）

1　市町村に交付する基礎年金等事務費交付金の算定基礎となる被保険者一人当たりの基準額を九八七円から一、〇〇九円に、受給権者一人当たりの基準額を七三八円から七五四円に、保険料免除者一人当たりの基準額を二、〇二二円から二、〇六六円に改定することとした。

2　市町村に交付する福祉年金事務費交付金の算定基礎となる福祉年金の受給権者一人当たりの基準額を五八円から六〇円に改定することとした。

二　特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正関係（第二条関係）

1　都道府県に交付する特別児童扶養手当事務費交付金の算定基礎となる認定を受けた受給資格者一人当たりの基準額を一、九三一円から一、九八五円に改定することとした。

2　指定都市に交付する特別児童扶養手当事務費交付金の算定基礎となる認定を受けた受給資格者一人当たりの基準額を三、八八五円から三、九九三円に改定することとした。

3　市町村に交付する特別児童扶養手当事務費交付金の算定基礎となる認定を受けた受給資格者一人当たりの基準額を一、九五四円から二、〇〇八円に改定することとした。

三　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正関係（第三条関係）

市町村に交付する特別障害給付金事務費交付金の算定基礎となる特定障害者一人当たりの基準額を二、六〇一円から二、六六二円に改定することとした。

四　年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正関係（第四条関係）

市町村に交付する年金生活者支援給付金事務費交付金の算定基礎となる年金生活者支援給付金の支給の認定の請求一件当たりの基準額を二、一三一円から二、一八〇円に改定することとした。

五　この政令は、公布の日から施行することとした。